

## 第8期平群町介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定委員会（第4回）

- 日時：令和2年12月24日（木）午後2時から
- 場所：プリズムへぐり 2階 1・2・3会議室
- 出席者：松田美智子会長、泉谷委員、稲月委員、福田委員、岡委員、新名委員、中谷委員、日高委員、西林委員
- 欠席者：神矢副会長、井戸委員、中田委員、山口委員、宮園委員、岡田委員

### 1 開会

事務局：（開会挨拶）

### 2 委員長挨拶

委員長：（挨拶）

事務局：（欠席等の報告、資料訂正の説明）

### 3 議事

（1）第8期平群町介護保険事業計画・高齢者福祉計画（素案）について

委員長：それでは本日の議事に入ります。第8期平群町介護保険事業計画・高齢者福祉計画（素案）について事務局から説明をお願いします。

事務局：（資料1に基づき説明）

委員長：今の説明に対して、ご質問やご意見はございますか。

岡委員：86ページの保健福祉事業費の見込み、令和3年度は586万円、令和4年度1173万円、令和5年度も1173万円とありますが、その差額は、なぜこんなに違うのですか。それから、3年後に見直すとしていますが、令和22年度まで同じ金額を入れています。弾力的に運用する気はあるのですか、あるとすればどのように考えているのですか。また同じ金額が並んでいるのはどういうことなのか、教えていただきたいです。

委員長：保健福祉事業費の件について、事務局お願いします。

事務局：令和3年度につきましては、令和3年10月から予定しているので、この金額になっています。年間の費用から収入見込み108万円程度を引いた額が1173万5千円です。その半年の額が586万8千円となります。令和7年以降の数字ですが、令和3年度10月から運用として2年半予定されています。未確定でありますから今回は概算額として1173万5千円を計上させていただきました。

岡委員：今後変わるといふことでしょうか。

事務局：はい。

委員長：よろしいですか。他にいかがでしょうか。

泉谷委員：88ページ、国は9段階にしていますが、平群町は細分化11段階にしているのはなぜですか。

委員長：これについては、後の議題のところではありますので、その時ということではよろしいでしょうか。他はいかがでしょう。無いようでしたら、第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画（素案）についてはこの方向で基本的に進めさせていただくということでご了解いただいたものとしてよろしいですか。ありがとうございます。それではこの計画素案についてはこの内容で進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。次の議題に入りたいと思っております。

（2）パブリックコメントについて

委員長：パブリックコメントについて事務局からご説明をお願いします。

事務局：（資料2に基づき説明）

委員長：ありがとうございます。この件について、何かご質問ご意見ございますか。よろしいですか。質問が無いようですので、了解いただいたものとしまして、次の議題に入ります。

（3）第8期介護保険料月額基準額の設定（準備基金の取崩し）について

委員長：第8期介護保険料月額基準額の設定について事務局よりご説明をお願いします。

事務局：（資料3に基づき説明）

委員長：ありがとうございます。準備基金の取り崩しの件についてご説明いただいたところですが、介護保険料の月額基準額算出の方法についてや、第8期、第9期の基準額がどのように算出しているかについてはご理解いただけていますでしょうか。補足で説明していただいた方がよろしいでしょうか。基金の目安、近隣の市町村の取扱について、町の考え方、そのあたりのことも含めて追加の補足説明をいただけるとありがたいと思います。

事務局：（補足説明）

委員長：ありがとうございます。ご質問ございますか。

稲月委員：第8期の計画の素案についても、第6期、第7期でたくさんの基金が積み上げられたというのが議論になっているところですが、標準給付額の総額、第7期計画と第8期計画を比較すると2,900万円余りが減額されています。地域支援事業でも1,700万円ぐらいが減額して計算されているわけですが、いろいろ反省等されてこういうふうになったのかと思うのですが、第7期の実績からどのような算出をされたのか教えてもらえますか。

事務局：第8期につきましては直近の個々の事業実績を細かくみておりまして、伸びている部分や伸びていない部分もありましたので、項目ごとに個々に積算した結果です。地域支援事業につきましても個々の実績に基づきまして積算した結果です。

稲月委員：計算されているというのはここで質問させてもらったのですが、しっかりみていただいていると思っているわけですが、それでも第7期の実績に対して、給付総額60億で、今回の第8期の、第7期実績より17.8%総給付費が伸びています。第6期から第7期の時には伸びは総給付費が9.6%だったということで、その点で言えば、今回の第8期の伸び、この間ずっと基金がたくさん残ってきた状況を見ていたら、少し高すぎると思ったりするのですが、その点はいかがですか。

事務局：伸び率の関係だと思うのですが、平成22年度ぐらいから実際に全体の平均としましては約1.06ぐらいの伸びとなっています。過去にも給付費1.1伸びた例もあり、そういったものを鑑みたところでの判断となります。

委員長：よろしいですか。事務局から資料3-①で8つのパターンについて、具体的にご説明いただいたところですが、この件については何かご質問ご意見ございませんか。基金の取り崩しについてです。

新名委員：介護予防事業に携わっていきまして、ご高齢の方から質問を受けますのでお聞きしたいのですが、介護保険を使っていない高齢の方が、使わないように努力をして頑張っているのに、なぜ介護保険を使っている人と同じ金額を払っているのかと、反対に要支援1の方が申請してくる理由の中に、保険料を支払っているから使わなければ損だというご意見があって、そういう意味で使おうとされているのを聞きます。基金の取り崩し方、どうなのだろうかと、市町村でも違いますし、どうでしょうか。

事務局：これは介護保険という制度になります。医療費も同じだと思うのですが、使わなくても使っても保険料は発生します。相互扶助の中で、利用者は所得等に応じて1割、2割または3割の負担となっています、残りの部分につきましては皆さんからいただいている保険料を財源として運営していますので、相互扶助の観点から、使

っても使わなくもいただく形になっています。要支援の方が使わないと損だからというのは、実際に介護度が重くなれば施設等のサービスになってくると思いますが、実際10割負担すると月額20万円くらいするなど、莫大な額になります。全体の皆さんからいただいている保険料から相互扶助の観点から、負担していただく制度になります。

委員長：お気持ちは理解できますけれど、病気しないから保険料が安くなるということもないのです。

稲月委員：今の関連ですが、この間非常に基金が貯まったところあたりでは、1号被保険者が支払った保険料で運営されていたけれども、結局使う額が少なかったということで、余って貯まったということで、結局は高い保険料を払ったということが現実だと思います。2号被保険者の方たちの保険料も全体の介護保険の運営については入っているので、国や県、町負担分と同じように1年ごとに精算します。使わなかった分については全部返していくということになっています。1号被保険者である高齢者の保険料は、3年間は改定できないため、結局高い保険料を払い続けることになります。介護保険料は2倍までにはなっていないですけど1.7倍くらいにとっても増えています。実際苦しい生活を強いられています。医療保険の方も非常に高いですから、年金から天引きになっているので、極力そういう思いをさせないためにも、しっかり介護保険料の改定にあたっては考えなければいけないと思います。

委員長：ご意見ということでよろしいですか。そういったお気持ちにも配慮して、8つのパターンについてのご意見はいかがでしょうか。

福田委員：パターンについては皆さんの挙手で選んだらどうでしょうか。介護保険が始まった平成12年からずっと、介護保険は払い続けていますが、私は一度だけ要支援1の認定はもらいました。この制度ができたこと自体が共助の精神ということだから、同じ高齢者でお互い助け合いましょうというのが根本的な理念だったと思います。適正な額で資料を出していただいていると私は思います。皆さんの意見をまとめたいかがでしょうか。

委員長：ありがとうございます。他にご意見はありませんか。先ほどの事務局の説明では、ある程度基金を残したいという趣旨で、案からいうと、パターン4が第8期に3億円を取り崩して、残金が1億5千万円、第9期に5千万円を先に取り崩すことになっても、第9期末の時点で1億円繰越金ができるというご提案がありますけれども、これが真ん中で、町の考え方の趣旨に沿ったパターン案にあたるのかと思います。もう少し何か町の方から、事務局の方からご説明なりございましたらお願いします。

事務局：その理由として、第6期と第7期で基金が増えていることがありますので、できるだけ早い時期に基金を取り崩したいというのを考えております、その一方で、第8期、第9期でなるべく伸び率を低くしまして、皆さんの負担、伸び率を抑えながら基金を取崩したいと言うのもありますので、そういったことを踏まえましてパターン4が良いのではないかと考えます。

岡委員：安定運営の上に必要ななら、1億円から1億5千万円残せば良いと思います。ただ、なぜ1億円なのかなぜ1億5千万円なのか、第8期の予算総額から見て、安定運営のために必要な最低限の積立金残高がいくらか、妥当性を説明できれば、すぐに決まると思います。不安要素は絶対あるので、それを踏まえて安定運営ができる基金について、わかりやすく説明してくれませんか。

事務局：全体の給付費の5%程度の基金は必要かと思います。全体の給付費の1年間の平均20億円としまして、どのくらい残したら安定なのかというと1億円から1億5千万円必要と考えます。また他の町につきましても、同じような割合を予定している町もあります。

委員長：他によろしいでしょうか。いかがでしょうか。

稲月委員：近隣の市町村の基金残高見込んでいるのが、1億円から1億5千万円というご説明があったのですが、斑鳩町はどうですか。

事務局：斑鳩町につきましても、3千万円残すという考え方につきましても、実際3千万円残すとも限らないとおっしゃっていますし、実際3千万円残されるのかどうか、具体的な金額につきましては、お答えはいただいております。

稲月委員：斑鳩町の方針として毎回3千万円の基金を残すということで、この間ずっと基本的にはその方向でやってこられたのは聞いていますので、そのあたりを確かめたかったのです。

委員長：その他いかがでしょうか。それでは介護保険料の月額基準額の設定について、事務局から説明があって、皆様からのご意見を頂戴したところで、ひとつずつ多数決を採っても困ると思いますので、ご異論がなければ、パターン4で、第8期の際に3億円を取り崩して、1億5千万円を残す、この1億5千万円については第9期の保険料の抑制分として5千万円の取り崩し、今のところ見込みということで、最終的には基金1億円を残しておくという方向でいくことで、ご賛同いただけるかどうか、決を採らせていただいでよろしいでしょうか。ではパターン4を進めていくということで、ご賛成いただける方は挙手をお願いします。採決の結果、半数を上回っているということで、欠席が多いところではございますけれども、パターン4で保険料額の決定ということで進めたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、資料3-③、第7期（令和2年度）の国と平群町の所得段階区分比較表について、事務局の方からご説明をお願いします。

事務局：（資料3-③に基づき説明）

稲月委員：私はもっと段階を細かくしたほうが良いと思います。特に300万円以上の方が国より2段階増やして、11段階ということなのですが、王寺町は17段階まで作っています。標準額の2千万円以上の方は標準額の2.295倍です。かなり細かく設定をされているということです。平群町は、800万円以上はみんな全部一緒ということで、第10段階でも500万円から800万円まで同じ保険料で9段階は結構おられるのですよね、こういうところでも300万円以上の人と500万円未満の方、200万円の差、10段階で言えば300万円の差があります。年収300万円の差は、かなり生活水準が違ってくると思います。その辺のことも考慮が必要だと思いますし、それだけでなく負担が非常に大きいというのが多くの皆さんの感想としてあるわけで、特段たくさん所得を得ている方についてはもう少しご負担いただいて、所得の少ない人々への還元と累進性をきちんと考えた段階にすべきではないかと思っています。

事務局：稲月委員がおっしゃったように王寺町は17段階の設定をされています。累進性の考え方ですが、医療保険の場合、所得に応じて負担していますので、高額所得の方が、保険料が増えると思うのですが、介護保険の給付につきましては、医療保険と比べますと、著しく高額な給付が発生することがないことから、保険料の負担につきましては、給付と負担の均衡の関係から、所得比例とすることは適当ではないともされております。平群町におきましても、実際9段階を、所得の多い方の負担につきましても2段階増やして、一定の負担を求めています。第11段階の年収800万円以上の方は、対象者は全体の1.3%程度ですので、その点も踏まえて2段階増やしているという形でしております。

委員長：11段階のパーセント、どれくらいの割合か、それを説明していただけるともっと理解しやすいのではないかと思います。

事務局：令和2年度の割合で、第1段階で13.8%、第2段階で5.8%、第3段階で4.9%、第4段階で16.2%、第5段階で13.8%、第6段階で13.7%、第7段階で16.7%、第8段階で7.7%、第9段階で4.9%、第10段階で1.0%、第11段階1.3%です。実際全体で

約 7,100 人になっていて、1%で 70 人程度となっています。

委員長：ありがとうございます。他いかがでしょうか。ご質問ご意見ございませんでしょうか。介護保険料の段階区分の細分化についてご説明いただいたような結果で、第 8 期についても国の標準段階より 2 段階追加した 11 段階の段階区分でいきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。実際所得のところに分布の偏りがあって、もう少し細かく分ける意味みたいなデータはありますか。

事務局：分布の状況につきましては、国が設けた境界、例えば 120 万円とか 200 万円、300 万円といったように分けている理由なのですが、それにつきましても全国の高齢者の分布状況を見ながら、その境界はいくらぐらいが良いのか算出されていますので、平群町としましても、同じ設定にさせてもらっています。

委員長：平群町として逸脱したような分布になっていないというご説明をいただいたという理解でよろしいですか。いかがでしょうか。他に皆様いかがでしょうか。

事務局：国の一定の考え方として、基本的には 9 段階設定が望ましく、保険料額が全国平均を大きく上回り、低所得者の負担が多であるなど、特別な事情がある場合は市町村の判断で、さらに細分化の適応が考えられるとしていますので、具体的に平群町の場合でしたら第 7 期では基準額 5,186 円が、全国平均 5,869 円ですので、全国平均を下回っており、さらに 11 段階にと対応していますので、ご理解をお願いします。

委員長：いかがでしょうか。策定委員会としては、事務局から説明いただいた上で、第 8 期について、現状の段階区分で設定して参りたいと思えますが、ご賛同いただけますでしょうか。ありがとうございました。

#### (4) その他

委員長：それでは、その他にまいりますけれども、何かございますか。なければ事務局の方から何かございますか。

事務局：第 8 期計画におきまして、今回計画案に記載しております新たな取組としまして移動支援を入れております。令和 3 年 10 月からデマンド型交通の導入を行います。この財源につきましては、第 1 号被保険者の保険料のみが財源となりますので、その点について、また利用方法等の周知を図っていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

委員長：ありがとうございます。以上で本日の議事はすべて終了いたしましたので、事務局に進行をお返ししたいと思います。ありがとうございました。

#### 4 閉会

事務局：委員長、議事進行の方ありがとうございました。委員の皆様長時間にわたりまして審議の方ありがとうございました。第 5 回策定委員会につきましては、来年 2 月 9 日火曜日午後 1 時半から、場所は商工会館で予定しておりますので、よろしく申し上げます。内容につきましては、本日のパブリックコメントの報告と、介護保険事業計画の最終の案をご審議いただきたいと思えます。日程が近づきましたら、詳細はご案内申し上げたいと思えます。それでは、以上をもちまして第 4 回平群町介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

(閉会)